

令和5年12月19日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	望月 健一	
委員	稗田美菜子	議長	高柳貴美代
”	香西 貴弘	副議長	青木 淳子
”	住友 珠美		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題 1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程（第2号）案について
- (2) 議案等の取扱いについて
- (3) 令和6年中の一般質問発言通告申出書について

2. 議長の諮問事項について

3. 懸案事項について

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【遠藤直弘委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いします。

○【高柳貴美代議長】 皆様、おはようございます。今日は殊のほか寒い朝を迎えて、大分風邪などもはやってきておりますので、どうかお体のほうには御注意いただきたいと思います。

本日は御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。先日ちょっと市長とお話した折にも、やはり国からのお知らせが来ての対応などということも今後考えられることも何点かあると思いますので、市議会と致しましても、市民の皆様のことを考え御協力させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、議長の諮問事項、懸案事項についても、日頃より皆様に丁寧に御協議を頂きまして、誠にありがとうございます。今だけではなくて、未来に議員になられる方のことも考えて、しっかりと皆さんで協議いただければと考えております。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。続きまして、市長から御挨拶をお願いします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は最終本会議へ向けて議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

それでは、最終本会議の追加提出案件でございます。11月28日の議会運営委員会で準備が整い次第、提出させていただくとしておりました人事案件でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを追加提出させていただきました。この議案のお取扱いにつきまして、御協議のほどよろしく願いいたします。そのほか職員団体との協議が整い次第、提出するとしておりました職員給与関係議案につきましては、現時点で職員団体との交渉が成立しておらず、今定例会での提出は見送らせていただき、令和6年第1回定例会での提案に向けて努力してまいります。

また、国の低所得世帯等への給付金についてですが、12月14日の内閣府からの通知によりますと、国立市一般会計補正予算（第7号）案に計上しました住民税非課税世帯への給付金に加え、住民税均等割のみ課税世帯などにも対象を拡大し、令和6年2月頃から給付を開始する旨の考えが示されております。本定例会後に内容が明確になった時点で追加補正予算を編成する可能性がございますが、その際の取扱いについては、改めて議会の皆様と御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



議題1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【遠藤直弘委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について、(1)議事日程（第2号）案について、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程案について御説明を申し上げます。お手元に御配付い

たしました令和5年第4回定例会議事日程（第2号）を御覧願います。市長提出議案は24件、議員提出議案が4件、陳情が2件ございます。合計で30件でございます。議事日程の登載順序につきましては、前例に倣い、登載を致しております。

日程第24、第110号議案国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、追加提案をされたものでございます。日程第27、議員提出第6号議案現行の健康保険証の存続を求める意見書案から日程第30、議員提出第9号議案有機フッ素化合物（PFAS）の汚染原因究明と対策を求める意見書案までにつきましては、所定の手続により提出されたものでございますので、前例に倣い、登載を致しております。議事日程（第2号）案につきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

なお、最終本会議につきまして、一般質問中に傍聴ができなかった学校が議会見学のため傍聴する予定と伺っております。御承知おきをお願いいたします。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承りません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



（2）議案等の取扱いについて

○【遠藤直弘委員長】 続きまして、（2）議案等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。日程第8、第94号議案国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案から日程第10、第96号議案国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案までの3議案、日程第16、第102号議案有料公園施設の指定管理者の指定について及び日程第17、第103号議案有料広場施設の指定管理者の指定についての2議案、日程第18、第104号議案くにたち郷土文化館の指定管理者の指定についてから日程第21、第107号議案くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定についてまでの4議案につきましては、それぞれ一括議題とし、採決につきましては、別個採決とする扱いをお願いいたします。

日程第24、第110号議案につきましては、人事案件でございますので、先例に倣いまして、提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論は省略し、直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第27、議員提出第6号議案から日程第30、議員提出第9号議案までの4議案につきましては、提案説明、質疑、討論、採決の扱いによりお願いいたしたいと存じます。議案等の取扱いにつきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承りません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



（3）令和6年中の一般質問発言通告申出書について

○【遠藤直弘委員長】 続きまして、(3)令和6年中の一般質問発言通告申出書について、事務局より説明を願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和6年中の一般質問発言通告申出書を準備いたしておりますので、事務局にお越しいただければと存じます。第1回定例会につきましては、例年、本会議2日目に市長施政方針表明に対する会派代表質問を行い、その日はそれで終了いたしまして、本会議3日目から一般質問を行っております。その例によりますと、令和6年第1回定例会の一般質問は、2月28日水曜日から行うこととなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承りません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

ここで事務局より連絡がありますので、発言を許します。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お時間いただきまして、ありがとうございます。新年顔合わせの件でございます。既に議員互助会で御確認を頂いておりますが、仕事始めの1月4日木曜日午前10時に市役所西側広場に集合していただきまして、記念写真の撮影を致します。その後、委員会室で会を行います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 局長の報告のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議題1、最終本会議の議事運営についてが終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいても結構でございます。ありがとうございました。



議題2. 議長の諮問事項について

○【遠藤直弘委員長】 続きまして、議題2、議長の諮問事項についてに入ります。初めに、委員会のオンライン開催についてでございます。オンラインで開催する要件を1つずつ協議することとなっております。このことについて進め方を相談させていただくため暫時休憩とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、暫時休憩と致します。

午前10時11分休憩



午前10時25分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

事務局より委員会をオンライン開催する状況の検討という提案をさせていただきました。その中で、1委員につき3つ、どのような状況がオンライン開催できるのか。また、このようなことはできないのかということをご各交渉団体に持ち帰っていただきまして、取りまとめたものを1月17日正午までに御提出を頂き、1月22日10時に次回議会運営委員会を開きますので、1つずつ検討していきたいと思っております。そのような作業をしていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では次に、今後の協議に向けて、委員会の出席、欠席、表決について、議会運営委員会で認識を共

有しておきたいということで資料を用意しております。このことについて議会事務局より説明を願いたいと思います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議会運営委員長資料No.9を御覧ください。委員会における出席、欠席、表決に係る現状をまとめたものでございます。各委員におかれましては、改めてのお話となってしまう面もあり、恐縮でございますが、御説明をさせていただきます。

まず初めに、出席についてでございます。委員会に出席するということは、委員の最も基本的な権利であるとともに、義務であるとも考えられております。本会議の出席につきましては、現に議場にいることと解されているところでございますが、委員会への出席につきましては、総務省通知により、委員会設置条例や会議規則等を整理することにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できる方法、いわゆるオンラインによる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないとの見解を示されているところでございます。また、オンライン開催につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のほか災害の発生や、育児・介護等の事由により開催することは差し支えないことも示されております。

次に、委員の欠席についてでございます。現状は本会議に準じて、看護・介護・育児等のため出席できないときは届出を行い、委員会に報告する運用を行っているところでございます。また、出産のため出席できないときも届出を行うこととなっております。

最後に、表決についてでございます。委員は表決に参加する権利を有するとともに、表決に参加する責務も有すると考えられているところでございます。やむを得ない特別な事情がある場合を除き、賛成または反対の意思表示を行わなければならないものでございます。説明は以上でございます。委員会のオンライン開催の要件を協議するに当たり、参考になりましたら幸いです。よろしくお願いたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。何か御質問等々あれば承りたいと思います。望月委員。

○【望月健一委員】 こちらはあくまでも参考ということでよろしいですか。

○【内藤議会事務局長】 表現が参考といたしますか、現状の委員会、本会議における出席等に関する総務省の考えと、この資料に書いてありますけれども、『議会運営の実際』等々で示されているものをまとめさせていただいたということですから、参照していただいて御判断をしていただければと考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 今、ちゃんと読んだのは、私初めてなので、ここで何かこれについてどうこうというふうにして確定することではないという意味でいいんですね。これを見て、ここの内容からすると、1番のところは、表決について責務も負っているという表現が明確に書かれているということは、オンライン委員会を開催するときには、漏れなく表決もついてくるということをここで確認してくださいという意味なんですかね。

○【遠藤直弘委員長】 これは、私が捉えたのは、今の……。これはどなたが監修された文章でしたっけ。（「野村稔さんです」と呼ぶ者あり）野村稔先生が監修されたもので、いわゆる議会の決まり事をあらかじめつくられている先生が監修されていて、その文言がこのような形になっているという確認です。その中で、議員の総意としてどのような形になるのかというのは、それはまた次の話になると思いますので、というふうな私は捉え方をしています。

○【内藤議会事務局長】 同じなんですけど、うちの研修にも来ていただいた野村先生が書かれている、26市が、全ての市が参考にさせていただいている『議会運営の実際』という全24巻に書かれてい

るものを基本に、26市は参考にさせていただいて議事運営というのをさせていただいていますけれども、そちらのほうに書かれている内容を示させていただいて、御判断をしていただければと思いますので、何もこのとおりでなければ云々だとか、御判断は議員の皆さんで御判断をしていただければというふうには。

○【稗田美菜子委員】 他交渉団体の中で、表決のところですごく思いがある交渉団体さんがいらっしやるようなので、ここでこれを基本ベースにするというふうになっていくのかなと今ちょっと思ったので、そうではないということで理解を致しました。でいいですか。

○【遠藤直弘委員長】 先ほどの局長の御説明のとおりでございますので、参考になりましたら幸いですという最後の言葉があったと思いますが、参考にしていきたいなど。

○【藤江竜三委員】 基本ベースにはならないけど、これを打ち崩すようなちゃんとした論理が必要になるというような話ですね。

○【遠藤直弘委員長】 それは捉え方の問題だと思いますので。

○【望月健一委員】 暫時休憩をお願いしたいんですけど。

○【遠藤直弘委員長】 暫時休憩と致します。

午前10時33分休憩



午前10時38分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは、議会運営委員会資料No.9、こちらのほうはぜひ御参考、また、この中で、皆さんで認識を確認していただくようなものになっていると思いますので、御確認を頂きまして、今後の議論のものにしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いを致します。今後もオンライン開催の協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

それでは、次に、議会資料の電子化についてでございます。タブレット端末とペーパーレス会議システム等のコストを調査することになっておりました。一部機微な情報もありますので、ここで暫時休憩とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩と致します。

午前10時39分休憩



午前11時41分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

事務局より議会資料の電子化に係る費用の説明がありました。そちらのことも含めて交渉団体にお持ち帰りいただきたいのと、休憩中に藤江委員から御提案がありました。懇談会形式で当局の担当課長をお呼びして議論を深めるということも、次回1月22日の委員会の後に時間を決めて行いたいと委員長としては考えておりますので、ぜひ皆様の御協力をよろしくお願いを致します。

それでは、議題2を終わります。



議題3. 懸案事項について

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題3、懸案事項について。今回は議会運営委員会資料として懸

案事項を取りまとめたものを共有しております。その上で虹の交渉団体から働き方改革を優先に議論すること、全ての項目を漏れなく協議していくとの提案がありました。これらについて持ち帰りしていただいております。各交渉団体の御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。住友委員。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。この懸案事項一覧表については、特にうちのほうでは意見が、ああそういうものなんですねという感じで出ていないんですけども、先ほど働き方改革を優先的に議論してはどうかということで持ち帰らせていただきました。それも確かに働き方改革と絡めた考え方もできるのではないかということですが、もう1つ言われたのが、提案として、私たちもバリアフリー化などについては思いがあって出させていただいた問題でございますので、一度どういうところからこういう意見が出てきたのかということプレゼンして、皆さんでもう少し、文書だけではなく言葉とか、それこそ何か表を使いながら説明を頂きまして理解を深めていく、そういう作業も必要なのではないかという意見が出ました。その際に有志など希望者には参加をしてもらって、話を聞いてもらうという機会も必要ではないかというような御意見が出ておりました。以上です。

○【香西貴弘委員】 この交渉団体、陳情の話と4番の市議会政治倫理条例に関してということで両方出しているわけなんですけど、ただ、ある程度まとまっているところから、これが優先的に進んでいくべきであろうということを考えておりましたので、そうすると、やはりどうしても例えば1番の請願、陳情に関するということで、ある程度一致が見えるところ、あと他交渉団体さんのほうもまとまりつつあるところもあるのかなと、ここで見受けられるわけですけども、そういったところを優先的に取り上げていくということではよろしいのではないかなと私は思った次第です。

○【藤江竜三委員】 まず、この表の順番どおりにやらなくてもいいかなという、優先順位づけというのはあり得ると考えています。それとともに、載っているものを全部順次、この順番でないにせよ、行っていくというのはよいだろうと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。自民党の交渉団体からは、御提案を頂いているものが、現在、議長からの諮問事項とも非常に合致しているということもあるので、その件に関しては考えられにくいなというふうな思いとともに、一番多く提案されている陳情と請願についての議題というのは、やはり急を要しているものもあるのかなと感じておりますので、そこを含めて議論してもらいたいというようなことで報告させていただきます。

ほかに、虹の会派さんで何か付け足すこと等々あれば、よろしいでしょうか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 虹の交渉団体から申し出させていただいておりますので、今、ほかの交渉団体からもありましたけれども、諮問事項とセットでやっていくのがいいというのは変わらずありますので、優先順位は確かにつけていくとは思いますが、特に働き方改革とか聴覚しょうがいのところについては、やっぱり優先的に進めていただければと、御理解いただけたらありがたいと思っております。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか、御意見等々は。

それでは、協議の進め方に関しましては、各交渉団体、今もお話を聞いて、違いがまずあるなというところは今日の時点で確認が取れましたので、この状況について各交渉団体へお持ち帰りを頂きまして、次の協議をより深めていきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、よろしくお願いたします。議題3を終わります。



○【遠藤直弘委員長】 これをもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前11時47分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年12月19日

議 会 運 営 委 員 長

遠 藤 直 弘